

平成29年度第20回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成30年1月22日
 担当部・課：建設部 都市計画課〔内線5622〕
 教育委員会 体育振興課〔25-6471〕

① 件名	石巻市総合運動公園第三工区の一部供用開始等について										
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 石巻市総合運動公園第三工区については、平成26年から整備を進めており、平成30年4月1日から一部供用を開始する。 「河南中央公園庭球場」については、経年劣化と地震の影響等により損傷が激しく安全性の確保が困難となり、平成28年6月から供用を中止している。 また、公募設置管理制度の創設に伴い、都市公園法及び同施行令が改正され、都市公園において、公募対象公園施設（飲食店、売店等の便益施設）の建蔽率を条例で定めることで、建蔽率の特例の適用が可能となった。 併せて、運動施設率の参酌基準化に係る都市公園法施行令が改正され、平成29年6月15日の施行から1年以内に、条例で50/100を参酌して定めることが必要となった。</p> <p>【目的】 石巻市総合運動公園第三工区については、防災機能を兼ね備えた都市公園（運動公園）として整備し、スポーツの振興と災害時における市民の安全確保を図るもの。 第三工区のうち、平成30年4月1日から「フットボールフィールド2面」及び「テニスコート3面」の供用を開始し、同時に「河南中央公園庭球場」を廃止するもの。 また、都市公園法及び同施行令の改正に伴い、公募対象公園施設の建蔽率の特例の上限を規定し、今後の公園利用の活性化を図るもの。</p>										
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号） 都市公園法施行令（昭和31年9月11日政令第290号） 石巻市都市公園条例（平成17年4月1日条例第262号） 石巻市都市公園条例施行規則（平成17年4月1日規則第152号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 大区分3 減災まちづくりの推進 都市基盤の復旧・復興 公園緑地の整備</p>										
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>総合運動公園（第三工区）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成26年～現在</td> <td>総合運動公園第三工区を整備</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月</td> <td>関係部署との協議</td> </tr> <tr> <td>～平成30年1月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年11月</td> <td>稲井地区行政委員定例会にて整備進捗状況等を説明</td> </tr> <tr> <td>平成30年 1月</td> <td>施設の使用状況確認のため試供イベントを実施</td> </tr> </table>	平成26年～現在	総合運動公園第三工区を整備	平成29年4月	関係部署との協議	～平成30年1月		平成29年11月	稲井地区行政委員定例会にて整備進捗状況等を説明	平成30年 1月	施設の使用状況確認のため試供イベントを実施
平成26年～現在	総合運動公園第三工区を整備										
平成29年4月	関係部署との協議										
～平成30年1月											
平成29年11月	稲井地区行政委員定例会にて整備進捗状況等を説明										
平成30年 1月	施設の使用状況確認のため試供イベントを実施										

河南中央公園庭球場

昭和56年 整備

平成28年6月～現在 供用を中止。教育委員会において、改修については多額の費用が見込まれることから、総合運動公園テニスコートの供用開始に伴い、施設の廃止に至った。

なお、廃止後は、都市公園機能の向上のため、防球ネット等の安全性を考慮し、不足している駐車場用地としての活用を検討する。

⑤ 主な内容

- 1 石巻市総合運動公園第三工区の「フットボールフィールド2面」及び「テニスコート3面」について

「施設名」・「使用料」・「供用日・供用時間」等を新たに制定する。

□フットボールフィールド（第1・第2）

	一般	大学生	高校生	中学生以下	夜間照明設備
1時間につき	2,000円	1,500円	1,000円	500円	2,500円

□テニスコート

	一般・大学生	高校生以下	夜間照明設備
1時間につき(1面)	500円	300円	500円

- 2 石巻市総合運動公園一部有料施設の施設名について
「石巻ふれあいグラウンド」を「ふれあいグラウンド」に、「石巻フットサルコート」を「フットサルコート」に施設名を改める。
- 3 「河南中央公園庭球場」について
廃止する。
- 4 都市公園法及び同施行令の改正に伴う公募対象公園施設の建蔽率の特例について
公募対象公園施設の上乗せ上限分を10%に規定する。
- 5 都市公園法施行令の改正に伴う運動施設率の参酌基準化について
都市公園敷地に対する運動施設の割合の上限を50%に規定する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

新たな施設の整備により、各種スポーツ大会の誘致による試合数の増加及びスポーツ少年団活動等に伴う利用者の増加が見込まれる。 ※年間使用料見込み：約150万円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- 1 類似施設（県内） ※料金（一般：1時間当たり）

施設名称	サッカー場他	テニスコート
泉グラウンド・テニスコート	2,440円	600円
松島運動公園サッカー場・テニスコート	2,000円	500円（町内）
七ヶ浜サッカースタジアム・テニスコート	3,150円	310円

- 2 公募対象公園施設の建蔽率の特例について（県内）
県内では、仙台市が2月議会にて提案予定（宮城県及び他市町においては、予定なし）
- 3 運動施設率の参酌基準化について（上限を50%に規定）
- ・12月議会：角田市、東松島市、南三陸町
 - ・2月議会（提案予定）：宮城県、富谷市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年1月28日 地域住民を対象とした現場見学会を開催予定

2月 市議会第1回定例会に石巻市都市公園条例の一部改正を提案
(平成30年4月1日施行予定)

3月 石巻市都市公園条例施行規則の一部改正（平成30年4月1日施行予定）

⑨ その他

平成30年度には、「(仮称)多目的広場(天然芝)」及び「(仮称)石巻トレーニングセンター」、平成31年度には、「(仮称)こども広場・健康広場・遊具広場」の供用を開始予定。